

英霊になる権利を女にも？

— ジェンダー平等の罫 —

上野 千鶴子

I. 軍隊と女性をめぐる問題構成

軍隊と女性をめぐる問題は、これまで日本では手つかずの領域であったが、最近になって急速に、いくつかの研究成果が登場した。一つは、昨年11月10日に刊行された「フェミニズムの主張」シリーズ、江原由美子編になる『性・暴力・ネイション』[江原 1998]である。ここにはわたし自身の論文を含めて、軍隊と女性をめぐる3本の論考が収録されている[上野 1998a; 中山 1998; 田島 1998]。もう一つは、同時期11月1日に刊行された『女性学年報』19号掲載の佐藤文香「アメリカ女性兵士をめぐる言説の分析—映画『G. I. ジェーン』から」[佐藤 1998]である。さらにもうひとつ、科研費共同研究の成果として『戦争と女性—アメリカ史における戦争と女性に関する多文化主義的社会史研究』[白井他 1998]の報告書が同年11月に刊行された。

武力紛争下における女性の問題は、これまでもっぱら「被害者」として構築されてきたが、新しい研究動向は軍隊への女性参加をめぐる問題、すなわち暴力行使の担い手としての女性に関わる問題群である。この問題構成は、女性＝平和主義者pacifistというジェンダー本質主義を根底からつきくずす¹⁾。しかもポスト冷戦と湾岸戦争後の現実のなかでは、女性による軍力行使はもはやありえない夢物語ではなくなった。[Enloe 1993]

わたし自身はすでに江原編の本のなかで「女性兵士の構築」をめぐる議論を展開したので、ここではくり返さない。そこでの要点をかたんに述べれば、湾岸戦争に象徴される米軍の女性兵士の戦闘参加の実験は、ついに次のような結論に達している。

「女に殺せるか？イエス。女を男なみに効率よく殺せるよう訓練できるか？イエス。女は戦闘任務をこなす肉体的能力があるか？イエス。われわれは女が前線の小隊や海兵隊に加わるのを受け入れられるか？イエス。」[Rayner 1997: 53; 上野 1998a: 18]

軍隊への女性参加の経験はアメリカが世界に先んじているが、日本にとっても無縁ではない。本稿では、アメリカ合衆国における市民権とジェンダーの関係を歴史的に追求してきたリング・カーバー [Kerber 1998] というすぐれたアメリカ史研究者の同席を得て、わたしのこれまでの議論を一步先に進める大変ありがたい機会を頂戴したことを感謝している。

II. 日本の条件

日本では、軍隊と女性との問題は特殊な問題だと考えられてきた。ところで、これは本当に特殊な問題なのだろうか。そうではなく、むしろこの問題にとっては、日本が特殊な環境のもとに置かれてきたと考えた方がよい。それには次にあげる5つの歴史的な背景がある。

第一は、日本国憲法九条のもとで、日本は非武装と交戦権の放棄をうたった世界的に見て稀有な国家だということである。だが、平和憲法として知られる日本国憲法が、占領軍による押

1) ジェンダー本質主義批判と国民国家に対する女性のダブルバインドな被害=加害性については [上野 1998b] を参照。

しつけであることは誰の目にも明白である。アメリカによって日本は武装の解除と交戦権の放棄を強いられた。

第二は、それにともなって日本が戦後、国民軍と、したがって徴兵制を維持しなかった数少ない国の一つであるということである。アメリカは1973年まで徴兵制を実施していたし、隣国の韓国でも徴兵制は男性市民の義務になっている。ヨーロッパの多くの国でも、徴兵制は実施されてきており、兵役は、それを忌避することを含めて選択を迫られる、男子青年にとって身近な経験である。²⁾

背景の第三は、冷戦体制下の日米安全保障体制のもとで、日本が軍備から免れてきたという事情である。アメリカは日本を非武装化したうえで、米軍による軍事支配下に置いた。戦後日本の「平和」は、非核三原則³⁾を掲げながらも、その実、パックス・アメリカーナの核の傘のもとで享受してきた平和ということになる。日本の経済は朝鮮特需で戦後復興を果たし、かつベトナム戦争時の後方基地として潤ってきた。日米安保体制のもとで、軍備コストを米軍に肩代わりさせたことが、日本の経済成長の要因だったとする論調は、現在でも日米の双方に流通

2) 多くの国では宗教上の理由から「良心的兵役拒否」の権利を徴兵該当者に与えているが、代わって彼らは市民サービスの業務に就かなければならない。該当者はその選択を迫られる。ベトナム戦争時のように、兵役拒否をするために国外脱出をし、無国籍者になるという危険を冒す場合もあった。また兵役登録はそのまま徴兵をされることを意味しない(選抜徴兵)から、進学や留学など、あの手この手の徴兵逃れも選択肢のなかにはある。

3) 「非核三原則」とは核兵器を「造らず、使わず、持ちこま(せ)ず」の三つの規則だが、日本の領土でありながらアメリカの占領下に置かれてきた沖縄で、1973年の復帰前まで核弾頭が米軍基地に装備されていたことは公然の秘密であった。最近になってアメリカの国立公文書館からそれを裏づける具体的な資料が日本人研究者の手によって発見された。また、たびかさなる米軍の戦艦や原子力潜水艦の日本本土への寄港のたびに、核兵器の装備が疑われたが、日本政府は立ち入り検査も実施せずに、アメリカ政府側の「装備していない」という返事をうのみにしてきた。

している。日本の「平和」が、アメリカの軍事力の「ただ乗り」の結果であったとすれば、⁴⁾日本にとって軍隊の問題が無縁であったわけではない。戦後日本にとって「軍隊」とは「駐留米軍」のことであり、基地をめぐる問題は、沖縄だけでなく基地周辺の地域にとって、治外法権の「被占領体験」の継続であった。

第四にしかしながら、あの日本が誇ると思われている平和憲法、とりわけ九条は、タテマエと実態の間に大きなギャップがあることは周知の事実である。戦後の憲法解釈のなかで、交戦権の放棄は、自衛のための軍備までは禁止していないとして、自衛隊という名のもとで軍備が行われてきた。占領軍政府もまた東西冷戦のスタートにともなう占領政策の「逆コース」のなかで、いったんは武装解除するつもりであった日本の再軍備を支持した。だが、その再軍備はタテマエを維持したまま解釈改憲のかたちで行われ、長沼訴訟等においても司法はこれを支持した。その結果、自衛隊が「軍隊」であるかどうかという議論は棚上げされ、見えない軍隊としてタブー視されてきた。にもかかわらず、自衛力という名の軍備は着々と増強され、現在、自衛隊はアジアでは中国に次ぐ第2の大きな兵力となっている。

第五に、自衛兵力に軍備を限定した政策のもとで、日本は戦後半世紀以上のあいだ、一兵も国外に出さず、一人の戦死者も出さなかったことである。しかしながら、実態は90年代以降、PKOの出兵によって裏切られている。国連平和維持機構への自衛隊の参加にあたって、日本政府はPKOとPKFの違いを強調した。が、PKF (Peace Keeping Force)が「国連平和維持軍」と訳されるのに対して、PKO (Peace Keeping Operation) は「平和維持作戦」の意

4) これがアメリカ政府筋の公式見解であり、同時に駐留米軍に対する膨大な「思いやり予算」を日本政府が支出する根拠になっている。とはいえ駐留米軍がほんとうに日本の国防のために行動するかどうかはすこぶる疑わしい。日本は、アメリカの極東戦略の拠点として「利用」されているだけであり、日本の「国防」など米軍は顧慮していないという反発も根強い。

味であり、Operationはほんらい軍事行動に用いられる用語である。PKOを「平和維持機構」と訳したのは、婉曲語法にほかならない。そのうえ現職自衛官がそれに参加することは、必須の条件であった。当時の政府見解は「訓練を受けていない民間人には勤まらない業務」であるというものだったが、かといって自衛官の経験を持った人材が休職や志願のかたちをとって「民間人として」現地に赴くことは受け入れられない条件であった。というのは危険をとまなう任務で、万が一の武力行使にあたって他者を殺傷した場合、民間人なら犯罪を構成するが、「国民軍」の兵士であれば、国際法上罪に問われないからである。つまり、国民国家の軍隊は、国際法上唯一、暴力の行使が合法化されている存在なのである。したがって自衛官が現職のまま、任地に赴くことが必要であった。ということは国際的には日本の自衛隊が国民軍として認知されているということの意味する。日本のウチとソトにおけるこの認識の落差、そしてそれを問題化しない国内における婉曲語法とタブー視——それを「道義的退廃」と呼ぶ人もいる——が、戦後日本の平和幻想を支えてきた。

「戦後」の半世紀間は、決して戦争のない期間ではなかった。冷戦構造のもとでの、局地戦の継続が常態であり、そのなかで日本はアメリカの世界的な軍事戦略の不可欠な一角を占めてきた。にもかかわらず、国内ではあたかも「平和」が維持されてきたかのような思いこみが久しく流通してきたのである。

このような、いわば「一国平和主義ばけ」という環境のもとで、軍隊と女性の問題はこれまで特殊な問題として周辺化され、かつタブー化されてきた。あるはずのない軍隊のもとでは、ましてやそれへの女性の参加は、問われるべくもない問題だったのである。

その背後にあるのは、「平和な日本」の幻想であり、それに伴う平和主義者＝天皇の幻想でもあった。このような幻想が成り立った背後には、敗戦後における「犠牲者としての日本」イメージの構築が預かって力があつた。

それには三つの理由があげられよう。

第一は、象徴としてのヒロシマの受難である。ヒロシマは「犠牲者としての日本」像のシンボルとして、戦後、機能してきた。第二は、戦争責任者、天皇の免責と平和主義者天皇のイメージの構築である。第三にこの戦争における「犠牲者としての日本」像の構築にはアメリカもまた責任がある。東京裁判の過程で、天皇を戦犯として処刑せよという連合軍、とりわけオーストラリアの強い主張にもかかわらず、占領支配を容易にするためにそれを退けたのはアメリカである。アメリカによる天皇の免責があつたせいで、戦争責任者が免責されれば国民全体が免責されるという構造が、戦後長い間、続いてきた。

III. 女性の国民化をめぐる

戦前に遡れば、軍隊と女性の問題は少しも特殊なものではなかった。

歴史的には「女という二級市民をいかに国民化するか」という課題をめぐる、「女性の政治参加」の問題がフェミニズムの中で焦点となってきた。国民国家と女性の政治参加、すなわち女性の参政権問題は非常に密接に結びついている。たとえばアジアでは、インドが婦人参政権を最も早く獲得した国だが、それというの、独立運動に対する女性の貢献が評価されたからである。婦人参政権とは国家への女性の貢献の報酬として分かち与えられるものであつた。日本では第一波フェミニズムの中で、市川房枝のような婦人参政権論者たちが、戦争協力という国家への貢献を通じて、女性の政治参加の権利を獲得しようとしてきた経緯がある。フェミニストの戦争協力については、80年代以降の新しい女性史の動向の中で次々に見直しが行われてきた。

80年代の女性史は、女性を歴史の単なる受動的な被害者ではなく能動的な担い手にとらえる、パラダイム転換を経過した。女性の歴史におけるエージェンシーagencyの回復というこのパラダイム転換は、皮肉なことに、女性の戦争責任をさらに過酷に問い詰める結果になった。す

なわち、戦時下におけるフェミニストの戦争協力が、強いられた協力ではなく、むしろ自発的な選択であったということを明らかにする方向へ向かった。フェミニスト・リーダーたちは女性の公的領域への参加を可能にした戦時総動員体制を、程度の違いこそあれ歓迎し、庶民女性もまた戦時期の高揚をいくばくかは享受したのである。

このような国民国家への参加を通じての一級市民権の獲得は、女性だけでなく、他のマイノリティにも共通していた。たとえば、被差別部落民や、アイヌや沖縄の人々である。[富山 1990；駒込 1997；小熊 1998；石田 1998a & b] わたしは日本女性史におけるパラダイム・チェンジを「反省的女性史」と呼んだが、それには二つの含意がある。一つは「自己言及的」であること、もう一つは「自己批判的」という意味である。若桑みどりの表現によれば、女性は戦争の「チア・リーダー」の役割を演じたことになるが [若桑 1997]、女性の戦争協力の内容は連合国と枢軸国とを問わず、驚くほど共通している。だとすれば日本女性史になぜ、とりわけ自己批判と反省の必要があるのだろうか。

第一は、あの戦争が侵略戦争だったから、という理由である。ところが、侵略戦争に対してチア・リーダーの役割を果たした諸国の女性たちが、同じように自己批判をしているとは限らない。帝国主義的な植民地戦争に対して西欧列強が反省をしているふしはなく、またそのチア・リーダーを務めた女性たちもまた反省をしている様子もない。だとしたら、同じように侵略的な帝国主義戦争を行った各国の間で、とりわけ日本が強い反省をしなければならないとするなら、それは第二に、日本が敗戦国であったからだろうか。翻れば同じ問いは、戦勝国女性史は、戦争のチア・リーダーとしての自らの役割を反省する必要はないのだろうかという問いにつながる。

このような問いの帰結は、戦争を二種類に分けることに結びつく。すなわち「正しい戦争」と「間違った戦争」との区別である。ところで、

カーバーがその著で紹介しているゴールドバーグ裁判は、この点で非常に面白い例を提供する。ゴールドバーグはベトナム戦争への徴兵を、ベトナム戦争が間違った戦争だと彼が判断したことで拒否した。だが、そのことで個人は、さらに深刻な問いにさらされることになる。

第一は、自分が召還される戦争について、一人ひとりの個人がその戦争の正義、不正義を自ら判定する義務があるということになる。戦前のフェミニスト・リーダーに対する批判は、彼女たちが日本がまちがった戦争をしていることを判定できなかった、その歴史的限界に帰せられる。この議論は、その戦争が、人道に反する罪を構成するか否かという問いにつながる。この「人道に反する罪」は、東京裁判やニュルンベルク裁判のなかで新しい法理として登場し、今日も、たとえば統一ドイツのもとで、旧東ドイツのベルリンの壁を守る狙撃兵の裁判の中で問われている。たとえ上官の命令であっても、それが「人道に反する罪」であれば不服従を貫くべきであるという義務に反したことで、旧東ドイツの狙撃兵は裁判にかけられた。個々の命令の正義・不正義を、戦争に召集される個人が判定せねばならないという義務は、個人にとって重すぎる義務ではないだろうか。

第二の問いは、だとすると、一人ひとりの個人に、そのような判定がいかんにして可能なのかという問いである。それが個人にとって、いかに難しいかということを考えれば、第三の帰結は、結局のところ、ある戦争が正義の戦争だったか不正義の戦争だったかは、歴史による判定によるほかないということになる。そして歴史による判定とは、しばしば以上に、事後的な審き、それも勝者による敗者の審きに陥りがちである。

たとえば、湾岸戦争はアメリカにとって正義の戦争、そして勝利に終わった戦争であった。だが湾岸戦争の正邪を問う90年代のゴールドバーグは登場しなかった。湾岸戦争の中でも、バクダット空爆のような無意味な殺戮が行われているが、それに対して上官の命令を拒否する米軍兵士がいたとは思えない。昨年12月のイラク

空爆の際にも「アメリカの横暴」を非難する声は聞かれない。国連査察の拒否と民間人の殺傷とが結びつく必然性はない。「砂漠のキツネ」作戦を実行した米軍兵士らは、いずれ歴史の審判を受けるとでもいうのだろうか。

IV. 国民国家への包摂と排除

90年代以降の国民国家論は、最近になって新しい展開を見せている。[小熊 1998；石田 1998a&b] それは国民国家からの排除だけではなく、国民国家への包摂をも同時に問題にする視点の登場である。国民国家への包摂と排除の両面を見ることで、いわば国民であることのバランスシートを問題にすることが可能になった。国民国家からの排除は、これまで差別として問題化されてきたが、ひるがえって国民国家への包摂は本当に特権なのだろうかという問いが成り立つ。国民国家論のブームに食傷気味の声も聞くが、国民国家をその文脈に応じて歴史化する各論はじゅうぶんに尽くされているとは言えない。国民国家が脱自然化されたからこそ、国民であること／ないことの「境界」[小熊 1998] を相対的に比較考量することが可能になった。これは国民国家論の新段階ともいえるべき展開である。

もし、国民国家への包摂がありがたいマイナスの資源の分配をもたらすとすれば、国民国家への包摂は歓迎すべきものとは限らない。たとえば兵役義務もそのひとつである。

国民国家がおかれた歴史的な文脈を考えてみると、国民国家の成立の初期には、国民国家に包摂されることによって得ることが少なく、かえって失うものが大きい時期があった。とするならば、国民国家への包摂はありがた迷惑だということになる。その一つの例は、たとえば納税義務である。もう一つは、兵役義務である。明治の初期、徴兵令が導入されたとき、日本の庶民たちはこれを「血税」と呼んで抵抗した。

今日、国民国家からの排除が差別として問題になるのは、包摂が文句なしに有利になり排除が不利になるような歴史的な文脈が登場したか

らである。すなわち、戦後登場した福祉国家のように国民国家の資源分配のパイが大きくなった時に初めて、包摂が有利に、排除が不利となるという文脈が登場すると考えることができる。

ところで、その際、国民国家が包摂によって国民へ分配するマイナスの資源、たとえば兵役からの排除、言い換えれば兵役というありがたいくない義務を受けずに済む兵役からの免除は、差別なのだろうか、それとも特権なのだろうか。アメリカの右派の女性の主張、「憲法が女性に保障する淑女として扱われる権利 constitutional right to be treated like ladies」[Kerber 1993] は、兵役からの女性の除外を「特権」として構成する。暴力にさらされず、死のリスクを侵さなくてもいいことは、確かに大きな特権である。

カーバーはこれに対する反論を紹介しているが、それもアイロニーに満ちたものである。「アメリカの息子たちと娘たちのうち、どちらを価値あるものと見なすのか？」すなわち戦場に送るのは生命の価値がより少ない息子たちであり、より価値がある娘たちは戦場に送らないという選択である。この議論は、日本人には非常に奇妙に響く。なぜならば、戦場に送られる人たちのほうが、より国民国家にとって価値あるものと見なされてきたからである。本来ならば、死のリスクを侵さないですむということは特権であると考えられても不思議はないにもかかわらず、共同体は戦争による死を「名誉の戦死」として象徴的に価値賦与してきた。戦死者は「英霊」と呼ばれ、「軍神」として神格化されて靖国神社に祀られた。すなわち、国家への献身と自己犠牲の美化のせいで、より価値のあるものが戦場に送られ、より価値のないものは、戦死する名誉を持つ権利さえなく、英霊になる資格さえない、卑小な存在と見なされた。「英霊になる権利」はジェンダーの境界で引かれただけではない。同じ男性のあいだでも、兵隊検査に合格しない劣悪な資質を持った者、また卑怯者、臆病者をも差別した。植民地出身者のような二級国民をも差別し、「日本人として死ぬ権利」をかえって歓迎するほどの倒錯の中さま

きこんだ。

V. 総力戦とジェンダー

総力戦は戦闘員と非戦闘員との区別をなくす。かつ、総動員体制のもとではジェンダーを問わない動員が行われる。にもかかわらず、この総力戦体制下のもとで、ジェンダーの差は、英霊になる権利を持つ者と持たない者の差として、あらわになる。戦場は「男らしさの学校」「男性性の最後の聖域」であり、ジェンダーが「宿命」として自然化される儀礼的な空間なのだ。[Frevort 1996=1997] ここには、ボーヴォワールのいう「牝の屈辱」がある。もし英霊になることが権利であり、名誉であるとするならば、このような権利に拮抗するだけの女性の価値は、たった一つ、「靖国の母」になることである。最も愛するもの、すなわち胎を痛めて産んだ子どもを国家に捧げて悔いない母であることだけが、英霊であることに拮抗する女の価値となる。

したがって、国家への献身にはジェンダー化された二つのルートがあることになる。一つは男らしい献身であり、もう一つは、女らしい献身である。

ところで、戦時下において日本女性は、かつて「英霊になる権利を女にも」という要求をした過去があっただろうか。記録に残っているかぎりでは、1937年日中戦争勃発直後、大日本聯合婦人会の女子青年団が「女子義勇隊」の結成運動を開始し、女性のあいだから従軍志願者が続出したと報じられているが当局はこれを許可しないと発表している。[若桑 1995] その後、戦局が逼迫し兵員不足が深刻になった時点で、このような要求が女性の側から起きることは二度となかった。不思議なことに、女子志願兵へ

5) 同じような総力戦下で米軍は女性補助部隊W AACおよび女性部隊WACの組織を進めていた。兵員不足は日本軍のほうが深刻であったから、女性の兵力化の理由を人員不足に求めることはできない。上村はこの原因を「軍事的要請と女性団体の圧力」と説明している。[上村 1998]

の要求は戦局の高揚期だけに生じ、逼迫期には生まれなかったのである。⁵⁾

自ら銃を取って闘わなくても、女性には「経済戦の兵士」として「産業報国」のための、勤労働員という道があった。ところが、女子徴用令に対して婦人リーダーたちが大変積極的であったにもかかわらず、現実には、良家の子女たちによる徴用逃れは公然と行われていた。結婚すれば徴用逃れができるという理由で早婚したり、勤めに出れば徴用に引っ張られなくて済むということでコネを頼って就職したり、あからさまな徴用逃れが行われていた。戦争末期に、軍部が最も神経を尖らせたのは厭戦気分の蔓延だった。物資不足や徴用、そして空襲によって、庶民、特に女たちはすっかり厭戦気分陥っていたから、その中で、「英霊になる権利を女にも」という要求は登場するはずもなかった。

VI. 兵役と市民特権

もう一度、先ほどの問いに戻ろう。女性の兵役からの除外は、差別だろうか、それとも特権だろうか。兵役からの除外が差別になるのは、兵役とあらゆる市民的な特権、一級市民権が結びついている場合である。

兵役経験者はどの国でも、手厚い福祉の受益者となってきた。⁶⁾ 傷病軍人年金はもとより、恩給や年金の受給、公務員への優先採用、上級学校への優先進学や、奨学金の給付など、さまざまな特典が退役者には伴っている。その結果、兵役経験者には生涯に渡って市民的特権が付与される。ところで兵役は男性だけの義務であるから、退役特典もまた男性に偏って配分される。市民権の内容は平等ではない。一級市民権と二級市民権との差別は、兵役義務によって正当化される。アメリカのフェミニズムは兵役に伴うこのようなジェンダー不平等を問題にしてきた。

他方、志願兵制度の導入に伴って、軍隊そのものが、給与、労働条件、職業訓練機会など、

6) アメリカでは、市民戦争にともなう傷病軍人への特典が福祉の原点であると、カーバーは論じている。

職業として有利なものになったという事情がある。アメリカでは事実、軍隊はマイノリティにとって相対的に有利な雇用機会だが、日本の自衛隊はどうだろうか。自衛隊はこれまで、不況期を除けば充足率が100%を下回ってきた。というのも、民間よりもはるかに労働条件が悪いからである。これはいくぶんかは自衛隊に対する継子扱いのせいでもある。各地における自衛官差別もあった。もし自衛隊が軍隊としてその存在を正当化されていれば、公然と労働条件を上げることが可能であっただろう。このところ、自衛隊への女性の参加が、にわかに注目を浴びるようになったのには、二つの理由がある。第一は不況のせい、第二は女性の就労の増加にともなって、自衛隊を含む公務が、女性を含むマイノリティの就労機会として相対的に有利な雇用機会と見なされるようになったことである。

女性の職域拡大とあらゆる職業におけるジェンダー平等の追求の結果は、軍隊における男女の平等な取り扱いをも求める。その結果は、湾岸戦争時における米軍女性兵士の戦闘参加制限の解除要求につながった。もし軍隊がひとつの専門職だとしたら、そのキャリアのなかで業績を挙げる機会——この場合は「軍功」——から女性が排除されることは、昇進の機会を女性から奪うことになるからである。

VII. 国家と暴力

兵役からの女性の除外が、女性に対する差別なのか特権なのかを考えるには、以上のように国民国家と市民権との関係を考えてみる必要がある。公民権とか市民権とか呼ばれるものは、統治共同体に参加することによって初めて得られる権利である。国民国家と個人とは互いに双務契約を結ぶことによって、義務と同時に市民的な諸権利を受けるが、ここでの問題は、その双務契約の中に、生命と身体を国民国家に引き渡すことが含まれているだろうか、という問いである。「わたしはこの国家に属する」という時、わたしのどこまでを国家に譲り渡したことになるのだろうか？必要ならばいつでも国家に

よる生命と身体を召還に応じるということが、契約内容の中に含まれるのだろうか？アダム・スミス流の市民社会的な「夜警国家」論によるなら、もともと生命と財産の安全を守るために市民は国家との双務契約に入るのだから、その国家が生命の提供を求めるのは本末転倒ということになる。

徴兵義務を明治の庶民が「血税」と呼んだのは、彼らの直観を示している。人々は兵役を「血を以て支払う税」と理解したのである。明治政府は、「百姓は生かさぬよう、殺さぬよう」とした徳川幕府も要求しなかったことを国民に課した。兵役は自分の生命を国家に差し出すことと解されているが、それは婉曲語法にすぎない。兵役の内実は、憎んでもいない他人を殺すように強制されることである。軍隊は殺人マシンであり、兵士は殺人者として訓練される。「国のために死ぬるか」と、しばしば自己犠牲のことで美化されているが、これを間違っているのではない。「死ぬ権利」ではなく「殺す権利」、殺しても罪に問われない権利、これを国家から賦与される、もしくは強制されるというのが兵役である。

ここで、国家と暴力との関係を考えてみる必要がある。国家は市民的暴力を禁止し、代わって暴力を独占したことになっている。だが、本当に国家が暴力を独占したかを考えると、例えばアメリカ市民は個人の武装権を国家に引き渡していない。したがって、彼らは今でも銃を所持する権利を持っており、極めて危険な社会を作り上げている。

兵役とは、国家暴力の男性市民による行使の正当化と、それからの女性市民の排除を意味する。この性別配当は、国家暴力に対するジェンダーの異なった関係をつくり出す。そのなかでエルシュタインのいう「戦士と美しい魂」[Elshtein 1987] とが作られる。

ところが、国家による暴力の独占を行使する男性は、本当に女性を暴力から守ってくれてきたのだろうか。リンダ・カーバーが兵役を論じる彼女の著書のなかで、国家暴力と家庭内暴力をひとつながりの問題として持ち出したのは極

めて適切な問いの立て方であろう。国家による暴力の占有は、私的領域における家長による暴力の行使までは奪わなかった。すなわち男性による暴力の独占は、なるほど他国民の男性からの暴力の行使に対しては女性を守ってくれたかもしれないが、自分たちの男による暴力の行使からはいっこうに女を守ってくれなかったということが明らかになる。

これは、「従軍慰安婦」問題の今日における問題化の構成とふかくかかわってくる。敵の男による強姦を問題化することはできても、味方の男による強姦をいかに問題にしにくいかにいうことが、ここで問題になる。

VIII. 暴力と平和

ここで「平和」の語源的な考察を試みたい。平和を意味するpeaceという言葉の動詞形にpacifyという英語があるが、その辞書的な定義は「複数の勢力間の武力紛争を、より上位の暴力によって鎮圧もしくは平定すること」となっている。「鎮圧」「鎮撫」を意味するpacifyとは、もともと極めて血なまぐさい言葉であり、暴力を伴わないようなpacificationは存在しないと考えられてきた。⁷⁾

女性の自由を奪う暴力的な社会に対して、アメリカの女たちは「夜を女に取り戻せTake back the night」という運動をやった。強盗や殺人、強姦の危険にあふれ、夜道をひとりて歩くことさえできないアメリカの社会は、女にとっては「自由の国」どころではない。暴力の危険はストリートにだけあるのではない。もっとも親密で私的な領域、家庭のなかにもあふれている。最近になってようやく、私的な空間における暴力が、DVことドメスティック・バイオレンスとして問題化されるようになった。家庭もまた女性にとっては安全な場所ではなかった。むしろ治外法権の場として、父、兄、夫、恋人の暴力の行使が黙認された領域だったのである。

7) 事実、国連の平和維持機構PKOは、より上位の武力によって地域の武力紛争を未然に防ぐ活動のことである。

つい最近まで、家庭内暴力も夫婦間強姦も犯罪を構成することはなかった。それは国家が男性に分け与えた暴力だったからである。

ところで、安全な夜を女に取り戻すために、またドメスティック・バイオレンスの防止のために、私たちはさらなる治安の強化を要求することで警察国家化を招くことを要求していることになるのだろうか。

この問題には二つの選択肢がありうる。第一のオプションは、ローカルな暴力を、より上位の暴力によってpacifyするという選択である。ここでは暴力は、「よい暴力」と「悪い暴力」とに区別される。もし暴力の男性による占有を前提するとすれば、男の中に「よい男」と「悪い男」とを区別し、「よい男によるよい暴力」によって、「悪い男の悪い暴力」から女性を守ってもらうという選択肢である。

もう一つのオプションは、暴力の男性による占有を拒否し、女性自身が暴力に対抗する暴力を身につけること、すなわち女も武装するというオプションである。女性もまた武力によって自衛することが可能であるという“Women can do it, too.”というアメリカ・フェミニズムの主流派の考え方は、この方向を向いている。アメリカ版「阿部定事件」として有名な、強姦をし続けた夫の性器を切り取った事件とか、家庭内暴力を振るう夫を銃殺した女性の発砲事件が報道されているように、「配偶者とはあなたを殺す確率の最も高い隣人である」と定義をしてもいいくらい、アメリカでは配偶者間殺人事件が頻発している。とはいえ、妻の夫による殺人が報道される以上に、現実には、シン普森事件のように、夫による妻の殺害の数の方が多い。NOW派のフェミニストもまた、暴力から女性を排除することは、暴力の被害に対して女性をより無防備にするだけだと主張する。

このふたつの選択肢のあいだで、あれかこれかのチョイスしか私たちには与えられていないのだろうか。すなわち「よい男のよい暴力」によって「悪い男の悪い暴力」から女性を守ってもらうのか、それとも女が自ら武装して男の暴力に対抗するというオプションしかないのだら

うか。

わたしにはそのどちらもが非現実的に見える。第一の「よい男のよい暴力」はいつでも「悪い男の悪い暴力」に転化することを歴史的事実は示している。逆に暴力を含むあらゆる権力はそれを持つ者を腐らせることをも歴史は示している。「暴力の紳士的な行使」や逆に「紳士による暴力の行使」は、メロドラマのなかにしか探せないほどまれなものである。第二のオプションは、なるほど女性のための護身術や武道に参加する女性の増加を見れば、一見現実的に思えるかもしれない。だが力をもって力に抗する思想は、たとえば障害者や幼児、高齢者など、自力で自分を守る力を失った人々がどのような暴力の行使にも無抵抗にさらされるしかないことを肯定するのだろうか。

フェミニストの選択は、どんなに迂遠なように見えても、家庭内暴力や市民社会における暴力に対して、第三の道を示してきた。一つの処方箋は、市民の非武装化である。市民の私的な武装を許すのではなく、あらゆる市民の非武装化である。もう一つは、子どもの非暴力的な社会化である。わたしはかつて、「家父長制」を「女にとって、自分の胎から生まれた息子を、母が属するジェンダーを侮蔑すべく育てるシステム」と定義したことがある。男の子は誕生後10年もしないうちに暴力性を身につけるが、もし男の子の暴力性が生まれながらのものではなく社会化の結果であるとしたら、これを変えることもまた可能なはずである。

家庭内暴力に対しては、これまで上述の二つの処方箋が、提示されてきた。もちろんより上位の暴力による加害者の取り締まりの強化や法制化も、その選択肢のなかにはありうる。だが家庭内暴力が女・子どものような被害者の側の問題ではなく、暴力に依存せざるを得ない男性性の病理であるとするなら、治癒されなければならないのは加害者の男のほうである。迂遠に見えても、男性性を問い直すほかに解決がないことを、フェミニストによる家庭内暴力の問題化はあきらかにしてきたのではないだろうか。

家庭内暴力や市民的暴力の解決策の第一が市

民の非武装化、第二が子ども、とりわけ男の子の非暴力的な社会化であるとするなら、その延長上に国家間暴力の解決策もまた成り立たないだろうか。第一は、すべての国家の非武装化である。第二は、ジェンダー社会化の過程における脱男性化である。

このようなオプションはまことに夢想的に聞こえるかもしれない。だが、「第三の道」以外の他のふたつの選択肢も同じ程度に非現実的だとすれば、同じ非現実的なオプションのうちで、少しでも希望の持てる選択を選びたい。ここでは「非現実的」とは、あるがままの現実からの距離を言うが、フェミニストが「解剖学的宿命」からの解放を唱えたとき、それは同じくらい非現実的に響いたことだろう。そして選択とコミットメントとは、「いま・ここ」にないものに向かったの投企でなくてなんだろうか。

IX. 結 論

最後に次の二点を指摘して、結論に代えたい。

第一に、市民は国民国家という統治共同体と双務契約に入るが、いったい個人の諸権利のうちどこまでを国家に引き渡したことになるのだろうかという問いである。わたしたちは少なくとも自分の生命と身体までは国家に委ねていない。わたしの生命と身体はわたしにしか属さないということが出来る。

元「慰安婦」被害者の個人補償請求の闘いは、このような国家を超える質を持っている。「慰安婦」に対する補償問題が、国家間賠償問題に矮小化されることに対する反論は次のようなものである。もし、強姦犯と、その被害者の父や兄または夫がお互いに取り決めをして賠償を受け取って決着したとしたら、強姦された女性にとっては納得できるだろうか。「いや、わたしの身体は父や兄または夫に属さない。わたしの身体は国家には属さない。わたしの身体はわたし自身にしか属さない」。そしてフェミニズムは、身体とその性的使用についての自己決定権の考え方を支持してきた。この考えは、国家対国家の賠償ではなく、国家が個人に賠償するべ

きだという個人補償の論理につながる。同じ論理が国の徴兵権に対しても、人権侵害として男性市民によって起こされる必要がある。一方で「戦争に行きますか、それとも日本人やめますか？」(小林よしのり)という短絡的な脅迫が横行しているときに、「国家がわたしに暴力の行使を強制する理由はない」と言う男の思想は生まれるのだろうか。フェミニズムに拮抗するだけの、このようなラディカルな権利の主張が、男性市民によって担われるとき、わたしたちははじめてそれをメンズ・リブと呼ぶだろう。

第二に、国民国家というものは統治共同体の1種だが、その統治共同体の統治の内容が問題となる。『性・暴力・ネイション』の中で、憲法学者の中山道子[1998]は、わたしの立場を指して「フェミニズムの国家権力に対する共犯嫌悪」と呼び、かつ「フェミニズム純粋主義」と名づけている。「フェミニズム純粋主義」というのは、罪を犯すことを嫌悪する純潔なフェミニズムというカリカチュアなのだろうが、中山の前提にあるのは、国家という統治共同体に所属することは、国家暴力を含む制度悪に参加することを自動的に意味するという論理である。日本の憲法学者がこの程度の議論しか立てられないとするならば、法学者の視野狭窄と保守性はあきらかである。中山は「統治共同体」という概念をテコにして、「フェミニズムの純粋」を笑いものにするが、この議論には以下の欠陥がある。第一に統治共同体にはさまざまな種類があって国民国家はそのひとつにすぎないこと、第二に個人は複数の統治共同体に同時に多元的に帰属することが可能であること、第三に統治共同体の統治の範囲がどの範囲までかを、その統治共同体の構成員はそのつど自己決定する権利があるということである。統治共同体が「共同体」であるのは、民主主義という名のこの自己決定権が構成員のすべてに保証されていることを意味する。さらに第四に、この民主主義という合意形成手続きは単一のものではない。間接民主主義や直接民主主義の違いだけでなく、多数決原則だけが唯一の合意形成メカニズムというわけでもない。少数者の不服従の権利もま

た、必要に応じて認められている。第五に、わたしたちは統治共同体を離脱する権利もまた、同時に認められているということになる。このような考察を経ることなしに、「統治共同体」すなわち「国民国家」と等置するような議論は、「公共」を「国家」と等置する小林よしのりなみの粗雑な議論であろう。

もし統治共同体による暴力の行使を認めないとするなら、統治の範囲をどこまでと設定するかについての市民の間の対立がありえて当然である。国民国家がわたしたちに強制する双務関係の義務の内容を、「所与」として考える必要はない。カーバーが歴史家としてやってきた仕事、すなわち国民国家と市民権との間の関係の歴史分析は、国家と市民の契約関係の内容が、歴史的な文脈に応じて揺れ動いてきたということは何よりも証明するものではないだろうか。もし国民国家と市民との双務関係の内容が、歴史的なコンテクストによって、そのつど定義しなおされるものであるとするならば、市民が統治共同体に委ねたとされる諸権利の内容を、歴史的なコンテクストの中で再定義することもまた可能なはずである。

憲法学者の中山は、「フェミニズム純粋主義」は統治に対する女性の参加を拒絶すると短絡してとらえるが、そうではなく、統治の範囲の中に、暴力による統治を所与として含める議論の方こそ相対化されなければならない。国民国家の公的暴力は家父長制の私的暴力とともに、近代社会のなかでは正統化されてきた。もしわたしたちが家庭内暴力という名の家父長制の私的暴力を非正統化する道筋にあるならば、国家暴力もまた非正統化されるべきだし、そうできるはずであろう。

参 考 文 献

- 江原由美子編 1998『性・暴力・ネイション』勁草書房
 Elshstein, Jean Bethke. 1987. *Women and War*. New York: Basic Books. (=1994小林史子・廣川紀子訳『女性と戦争』法政大学出版局)
 Enloe, Cynthia. 1993. *The Morning After: Sexual*

- Politics at the End of the Cold War*. Berkeley, California: University of California Press.
- Frevert, Ute. 1996. Mannerlichkeit als Soldaten und Staatbürger. In T. Kuhne, ed., *Manner-geschichte-Geschlechtergeschichte, Mannlichkeit im Wandel der Moderne*. Campus Verlag GmbH. (=1997星乃治彦訳『男の歴史——市民社会とくもらしさ>の神話』柏書房)
- 石田雄 1998 a 「『同化』政策と創られた観念としての日本」(上)『思想』892 1998年10月号 岩波書店: 47-75
- 石田雄 1998 b 「『同化』政策と創られた観念としての日本」(下)『思想』893 1998年10月号 岩波書店: 141-174
- Kerber, Linda. 1990. "May all our citizens be soldiers and all our soldiers citizens": Ambiguities of female citizenship in the new nation. In J. B. Elshtain and S. Tobias, eds., *Women, Militarism and War: Essays in History, Politics and Social Theory*. Savage, MD: Rowman and Littlefield.
- Kerber, Linda. 1993. "A constitutional right to be treated like...ladies": Women, civic obligation and military service. The University of Chicago Law School Roundtable.
- Kerber, Linda. 1998. *No Constitutional Right To Be Ladies: Women and the Obligations of Citizenship*. New York: Hill and Wang.
- 駒込武 1997 『植民地日本の文化統合』岩波書店
- 中山道子 1998 「論点としての『女性と軍隊』——女性排除と共犯嫌悪の奇妙な結婚」江原編 1998: 31-60
- Rayner, Richard. 1997. Women in the warrior culture. *New York Times Magazine*, June 22, 1997.
- 佐藤文香 1998 「アメリカ女性兵士をめぐる言説の分析——映画『G.I.ジェーン』から」『女性学年報』19号: 1-14
- 白井洋子他 1998 『戦争と女性——アメリカ史における戦争と女性に関する多文化主義的社会史研究』平成7-9年度科研費共同研究報告書
- 田島正樹 1998 「フェミニズム政治のメタクリティーク」江原編1998: 61-94
- 富山一郎 1990 『近代日本社会と「沖縄人」』日本経済評論社
- 上村千賀子 1998 「アメリカ合衆国における陸軍女性部隊 (Women Army Corps) の成立とジェンダー、セクシュアリティ」白井他 1998: 47-56
- 上野千鶴子 1998a 「女性兵士の構築」江原編 1998: 3-30
- 上野千鶴子 1998b 『ナショナリズムとジェンダー』青土社
- Ueno, Chizuko. 1997. Feminists' active participation in Japan's ultra-nationalism. Paper presented at the panel "Women and Nationalism," Annual Convention of Association for Asian Studies, March 14, 1997, Chicago, U.S.A.
- 谷中寿子 1997 「戦争とジェンダー」『アメリカ史研究』20
- 若桑みどり 1995 『戦争がつくる女性像——第二次世界大戦下の日本女性動員の視覚的プロパガンダ』筑摩書房